

家庭から出された「缶・びん・ペットボトル」及び「大型ごみ」の 持去り禁止に向けた京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の 一部改正に関するパブリックコメントの結果について

家庭から出された「缶・びん・ペットボトル」及び「大型ごみ」の持去り禁止に向けた京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に関するパブリックコメントの実施について、結果がまとまりましたので、御報告いたします。

1 募集期間

平成 22 年 7 月 12 日（月）から 8 月 11 日（水）まで

2 周知方法

各まち美化事務所，エコまちステーション及び市役所本庁舎内において，意見募集リーフレットを配布するとともに，ホームページに掲載

3 意見提出方法

郵送，持参，FAX 及びホームページ上のメールフォームにより受付

4 件数等

提出者数 176 名

意見数 273 件

持去り行為が市民生活に及ぼす影響についての意見	56 件
条例改正に当たり配慮すべきとの意見	110 件
条例改正の前に実施すべきとの意見	25 件
今回の条例で規制する対象についての意見	5 件
その他の意見	77 件
合 計	273 件

※ 詳細は，別紙（家庭から出された「缶・びん・ペットボトル」及び「大型ごみ」の持去り禁止に対する市民の皆様の御意見と本市の考え方）のとおり

5 今後の予定

平成 22 年 9 月 条例改正案を市会に提案

平成 22 年 11 月～ 条例改正の周知

平成 23 年 4 月 改正条例の施行

家庭から出された「缶・びん・ペットボトル」及び「大型ごみ」の
持去り禁止に対する市民の皆様の御意見と本市の考え方

No.	意見内容	件数	本市の考え方
○ 持去り行為が市民生活に及ぼす影響についての意見			
1	抜取りをする際の騒音が迷惑である。	15	条例に持去り禁止の条項を盛り込むとともに、啓発・パトロールに重点を置いた取組を実施することで、抜取りの際の騒音を無くしていきたいと考えています。
2	持去りにより集積所にごみが散乱しているのは問題である。	10	缶・びん・ペットボトルを袋ごと持ち去った後、アルミ缶などの価値の高いもの以外のごみを、収集日に関係なく集積所に戻す事例が発生しており、集積所の清潔の確保の観点から対策が必要であると考えています。
3	指定袋や手数料券を購入して排出している以上、市が収集すべきである。	8	市民の皆様にご有料指定袋や粗大ごみ手数料券を購入していただき、ごみ処理経費の一部を負担していただいていることから、本市が再資源化及び適正処理を行う責務があると考えています。
4	アルミ缶等の持去りにより、売却収入が減り、市の財源が不足することは困る。	6	市民の皆様が出された缶・びん・ペットボトルは、リサイクル施設において再資源化のために必要な処理を行ったうえで売却し、市の収入としてごみの減量・リサイクルの推進、処理施設の運転経費などに充てております。 結果的に市民の皆様の利益につながっていることから、持去りを無くすことが必要であると考えています。
5	他人にごみを持っていかれるのが不愉快。	6	①ごみの分別・リサイクルの後退の防止、 ②集積所の清潔の確保、③市による適正処理の確保の三つの観点から、持去りを禁止することが必要であると考えています。
6	持去り行為は子供に対し悪影響を与える。	2	

No.	意見内容	件数	本市の考え方
7	持去りを放置すると、リサイクルの仕組みや意識が保てなくなる。	2	①ごみの分別・リサイクルの後退の防止、②集積所の清潔の確保、③市による適正処理の確保の三つの観点から、持去りを禁止することが必要であると考えています。
8	持去ったごみが不法投棄される可能性がある。	3	電化製品等は売却目的で部品取りされ、再使用や売却できないものは、不法投棄や不適正な処理が行われている可能性もあるため、持去りを禁止する必要があると考えています。
9	自転車に空き缶を載せて走行しているのは危険である。	2	持去り行為を無くすことが必要であると考えています。
10	持去り行為が発生するのは都市の品格が疑われる。	2	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例において、廃棄物の減量等を図るために必要な事項を定めることにより、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的としており、その観点からも、持去りの禁止が必要と考えています。
○ 条例改正に当たり配慮すべきとの意見			
11	空き缶収集を生活の糧としているホームレスをはじめとする生活困窮者の方はどうなるのか。何らかの配慮をするべきである。	6 4	ホームレスの方をはじめとする生活困窮者への自立支援と市民の皆様が有料指定袋で出していただいた資源物の持去り行為は別に考える必要があります。 しかしながら、持去り行為により生計を立てている方が存在するのも事実であることから、生活困窮者に対する自立支援に向けた啓発等について、関係部局と連携して参ります。
12	持去りの防止のためには、罰則等の実効性の確保が必要ではないか。	2 3	今回の条例改正の趣旨は、持去りを無くすことにあり、啓発・パトロールに重点を置いた取組を実施することが重要と考えていることから、罰則を盛り込む予定はありません。

No.	意見内容	件数	本市の考え方
13	持ち去り防止のためには効果的な周知・啓発やパトロールが必要である。	10	他都市の事例も参考にしながら、効果的な周知・啓発やパトロールを実施していきたいと考えています。
14	条例の改正に賛成する。	9	①ごみの分別・リサイクルの後退の防止、②集積所の清潔の確保、③市による適正処理の確保の三つの観点から、缶・びん・ペットボトル及び大型ごみの持ち去りを禁止する条項を条例に盛り込みたいと考えています。
15	持ち去り対策として、集積所にコンテナ等を置いてごみを入れてもらったり、回収の迅速化等を工夫すべき。	4	狭あいな路地が多い京都のまちの特性や、市内全域をカバーする必要があることなどから、難しい面もありますが、お寄せいただいた御意見は、今後の運用面での参考にさせていただきます。
○ 条例改正の前に実施すべきとの意見			
16	持ち去りが生じている背景や状況を調べ、対策方法をじっくり検討すべき。	11	缶・びん・ペットボトルについては、市内各所で持ち去り行為が発生しています。また、大型ごみについては、1日平均約650件のうち3%、約20件が持ち去られている状況です。 このため、京都市廃棄物減量等推進審議会においても、持ち去りを禁止する必要性、持ち去りを禁止するに当たって留意すべき点について審議していただき、その意見を参考にして検討を進めて参ります。
17	コミュニティ回収等による地域の取り組みを推進すべきである。	5	京都のまちの強みである学区単位の活動や自治会・町内会などの地域力を生かしたコミュニティ回収等を積極的に推進して参ります。
18	今回の規制を含め、ごみ処理対策に税金をかけすぎず、有効な使い道を考えるべき。	5	ごみ収集においては、競争入札の実施による委託の拡大による経費削減や、本年3月に策定の循環型社会推進基本計画において、クリーンセンターを一つ減らす（建替経費：400億円）計画を策定するなど経費の削減に努めるとともに、必要な施策につきましては、積極的に取り組んで参ります。

No.	意見内容	件数	本市の考え方
19	そもそも持去りが起こらない社会に してもらいたい。	4	ホームレスの方をはじめとする生活困窮者への自立支援と市民の皆様が有料指定袋で出していただいた資源物の持去り行為は別に考える必要があります。 しかしながら、持去り行為により生計を立てている方が存在するのも事実であることから、生活困窮者に対する自立支援に向けた啓発等について、関係部局と連携して参ります。
○ 今回の条例で規制する対象についての意見			
20	家庭ごみやコミュニティ回収も含めて禁止してほしい。	3	家庭から出されるごみのうち、有価物が排出される割合が高いことやごみ処理経費の一部を御負担いただいていること、燃やすごみの持去りは無いなどの状況から、「缶・びん・ペットボトル」と「大型ごみ」を持去り禁止の対象と考えています。
21	「缶・びん・ペットボトル」のみ持去り禁止を賛成	1	
22	「大型ごみ」のみ持去り禁止を賛成	1	
○ その他の意見			
23	持去りにより結果的にリサイクルされているのであれば、問題は無いのではないのか。	20	「缶・びん・ペットボトル」からのアルミ缶等の有価物の持去りは、有料指定袋で排出している市民の分別への協力意識の低下をもたらす恐れがあります。 「大型ごみ」につきましては、電化製品等は売却目的で部品取りされるなど、有効利用がなされていると推測されますが、再使用や売却できないものの不法投棄や、不適正な処理が行われている可能性があります。
24	トラック等でごみ袋ごと大量に持去ることを禁止すべき。	16	トラック等でごみ袋ごと持ち去るような悪質なケースには、警察と連携して参ります。

No.	意見内容	件数	本市の考え方
25	空き缶収集を生活の糧としているとしても、勝手に持去って良いものではない。	4	ホームレスの方をはじめとする生活困窮者への自立支援と市民の皆様が有料指定袋で出していただいた資源物の持去り行為は別に考える必要があります。
26	缶の持去りで生計を立てているのであれば良いと思う。働けるのに働かず、生活保護を受けている人に比べ偉いと思う。マナーを守ってもらえれば、捨てるより持ち去る方がエコである。	1	今回の条例改正の目的は、①ごみの分別・リサイクルの後退の防止、②集積所の清潔の確保、③市による適正処理の確保の三つの観点から持去りを禁止することにあります。
27	アルミ缶の持去りを禁止しないことが、生活保護費の節約につながる。	2	ホームレスの方をはじめとする生活困窮者への自立支援と市民の皆様が有料指定袋で出していただいた資源物の持去り行為は別に考える必要があります。
28	ホームレスに配慮することには反対。特別扱いすると、必ず悪用する者が現れる。その者が本当にホームレスかどうかわからない。	1	ホームレスの方をはじめとする生活困窮者への自立支援と市民の皆様が有料指定袋で出していただいた資源物の持去り行為は別に考える必要があります。 しかしながら、持去り行為により生計を立てている方が存在するのも事実であることから、生活困窮者に対する自立支援に向けた啓発等について、関係部局と連携して参ります。
29	ホームレスの方に対し、迷惑感情を抱くのは偏見적인見方である。	1	ホームレスの方に対し、偏見적인見方をすることは、断じて許せないことです。 今回の条例改正の目的は、①ごみの分別・リサイクルの後退の防止、②集積所の清潔の確保、③市による適正処理の確保の三つの観点から持去りを禁止することにあります。
30	ごみを財物として取締ることは、一般的な社会通念とは言えない。持去り行為を禁止すると、自らが取り戻す行為と区別がつかず、合法的なものも違法なものとして禁止してしまうことになる。	1	①ごみの分別・リサイクルの後退の防止、②集積所の清潔の確保、③市による適正処理の確保の三つの観点から持去りを禁止することが必要と考えています。 なお、自らが取り戻す行為につきましては、条例による持去り禁止の対象となりません。

No.	意見内容	件数	本市の考え方	
31	条例の改正に反対する。	1	<p>①ごみの分別・リサイクルの後退の防止、②集積所の清潔の確保、③市による適正処理の確保の三つの観点から持去りを禁止することが必要と考えています。</p>	
32	条例禁止には反対。缶を持ち去る業者はマナーが良く、問題は生じていない。	1		
33	持去り禁止の必要性に関する説明がない。	1		
34	アルミ缶の売却収入の減少に歯止めをかけようとするのが、財政難の京都市の真意ではないのか。	1		
35	そのくらい良いのではないか。捨てた時点で無主物なので、誰が持去っても文句は言えないはず。持去る人には持去る人の事情がある。	1		
36	特に不都合が生じていない事案に対する条例化は不寛容な社会を助長し、包摂性を損なう。反対する。	1		
37	持去りの黙認は、京都全市民に対し平等ではないが、誰も被害をこうむっていない。	1		
38	持去ってほしくないのなら、自分で処理又は再利用すべきで、捨てたものがどうなるかが文句を言わないでもらいたい。空き缶を持ち去った人を罰するなどケチなことは言わず、駐車違反から罰金を取るべき。	1		
39	空き缶を買い取っている業者に対し、何らかの対応を取るべき。	3		今回の条例改正の趣旨は、アルミ缶等の持去りを禁止することから、その様なものを買い取る行為についても指導等を行っていく必要があると考えています。
40	アルミ缶を売却する際に、行政が発行する証明書等の添付を義務付けることで、履行性を担保できないか。	1		アルミ缶の売却については、民間における商取引であることから、証明書等の添付を義務付けることは困難であると考えています。
41	23年4月施行には期間があまりなく、それまでの間に市民のコンセンサスが得られるのか。いささか心もとない。	1	条例施行までの間に、啓発ポスターや看板の設置など、周知・啓発を十分に行って参ります。	

No.	意見内容	件数	本市の考え方
42	市民一人ひとりがごみの出し方のルールを守るようにすべき。	1	ごみの出し方につきましては、これまでから市民しんぶん等により、周知・啓発に努めています。今後とも、より多くの市民の皆様へ周知・啓発を行い、理解していただけるよう、努めて参ります。
43	当制度の施行実施と共に条例の改正等を実施すべきであった。(有料化の際に持去りを禁止すべきであった。)	1	缶・びん・ペットボトルについては、市内各所で持去り行為が発生しています。また、大型ごみについては、1日平均約650件のうち3%、約20件が持ち去られている状況です。このため、京都市廃棄物減量等推進審議会においても、持去りを禁止する必要性、持去りを禁止するに当たって留意すべき点について審議していただき、その意見を参考にして検討を進めて参ります。
44	黙って持って行くのは泥棒行為である。いるものだけを持ち去って、いらぬものを放置してあると、捨て方が悪いように見える。	1	条例に持去り禁止の条項を盛り込むことにより、持去りを無くしていきたいと考えています。
45	指定されていない場所からの持去りは、今回の条例の趣旨から外れると考えられ、入れてはいけないのではないかと、一つの条例に他の役割を加えると、市民の条例の理解を妨げる。	1	有料指定袋に入れられた資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)を持去り禁止の対象とすることで、指定されていない場所からの持去りも対象にしていきたいと考えています。
46	ボランティアが拾ったゴミはどうなるのか。	1	今回の条例改正においては、有料指定袋に入れられた資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)及び大型ごみを対象に持去りを禁止することを考えています。
47	ルールとマナーは別のもので、マナーをルール化すると生きにくくなる。ごみの持去りを止めることはルールではなくマナーであり、それを見付けた人が個々に止めるべきものである。	1	市民の方々が持去り現場を目撃され、自主的に指導を行われることが考えられますが、現場でのトラブルも想定されることから、本市が責任を持って対応することが良いと考えています。
48	パトロールについても、職員が行うのか、地域ボランティアなのかにより、費用等の課題もある。	1	現場でのトラブルも想定されることから、本市が責任を持って対応することを考えています。 職員につきましては、退職不補充等により削減を行う中で、対応して参ります。
49	缶・びん・ペットボトルについては、古紙回収のように、町内の事業として取り組んではどうか。	1	京都のまちの強みである学区単位の活動や自治会・町内会などの地域力を生かしたコミュニティ回収等を積極的に推進して参ります。

No.	意見内容	件数	本市の考え方
50	持去りを禁止したところで、家庭ごみの量は減らない。むしろ、公のもとでうまく協力してリサイクル事業をやっていけばよいのではないか。	1	本来、民間等の自主回収を促進することが重要なことから、京都のまちの強みである学区単位の活動や自治会・町内会などの地域力を生かしたコミュニティ回収等を積極的に推進して参ります。
51	町内会による自主的な取組として回収されずに残ったごみ袋を持ち帰ることと、持去りが第三者には区別できないため、犯罪者扱いされることは困る。	1	ごみ収集所の管理のため、やむを得ず市の収集日が来るまで適切に一時保管することは、条例の規制の対象とはなりません。 缶・びん・ペットボトル及び大型ごみを持ち去る行為者に対し、指導・啓発を行って参ります。
52	持去りをする人は集積所を散らかしておらず、問題は生じていない。	1	今回の意見募集におきましても、「持去りにより集積所にごみが散乱しているのは問題である。」(No.2) という声をいただいています。
53	ごみを持ち去ることで、苦情が出るのがわからない。ごみが減って困る人がいるのか。ごみが減れば処理する経費が減るのだから、出す側も助かるのではないか。	1	今回の意見においても、抜取りの際の騒音や持去りにより、集積所にごみが散乱しているといった声をいただいております。また、市が回収した資源物の売却収入が減ることになるなどから、対応策が必要と考えております。
54	夜中にごみを出す住民や、トラックで袋を持ち去る光景を見たことがある。このままで良いのか。	1	収集日の前夜からごみを排出すると、夜間に持去り行為が発生し、騒音等の原因にもなることから、市民の皆様に対し、夜間排出をしないよう、指導・啓発を行って参ります。
55	大型ごみは市が再生して市民に安く売ったり、「いつでもフリーマ」を積極的に広報するなどすべき。	2	「いつでもフリーマ」を積極的に推進するとともに、大型ごみの有効利用につきましては、3R（リデュース：発生抑制，リユース：再使用，リサイクル：再生利用）の取組を研究・検討して参ります。
56	市及び委託業者のみ回収の権利があるのは、独占禁止法に違反するのではないか。	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、家庭から出されたごみについては、本市が適正に処理することを責務として定められています。
57	意見なし（属性のみ記入）	2	
合 計		273	